

公共嘱託登記業務に係る最低制限価格制度事務取扱試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿波市が発注する公共嘱託登記業務について、極端な低入札による受注を防止するため、阿波市財務規則(平成17年規則第37号)第109条の規定による最低制限価格を設定するに当たり、その算定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領に定める最低制限価格制度は設計価格(税込)が30万円以上の業務について適用する。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格(税抜。以下同じ。)は、次式により算出するものとする。

最低制限価格 = 予定価格(税抜)(A) × ランダム係数(B)

2 最低制限価格の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。ただし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては、3分の2を乗じて得た額の千円未満を切り上げたものとする。

(ランダム係数(B)及び最低制限価格の算出方法等)

第4条 ランダム係数(B)は、パソコン等におけるシステムにより、乱数を使用して無作為に算出する。

2 ランダム係数(B)は、0.667から0.687の範囲とする。

3 予定価格の決定権者は、入札執行前に工事担当課長及び工事担当職員との3名により、ランダム係数(B)を決定する。

(予定価格調書への記載)

第5条 予定価格の決定権者は、対象入札ごとに予定価格及び最低制限価格を予定価格・最低制限価格調書に記載するものとする。

(適用方法)

第6条 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札とする。

2 入札者全員が最低制限価格を下回っていた場合は、当該入札を不調とする。

(最低制限価格の決定経緯の記録)

第7条 予定価格の決定権者は、パソコンの画面に表示されたランダム係数(B)、最低制限価格及び日時を印刷し、最低制限価格の決定経緯を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し、必要な項は、別に定める。

附則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。